

重点戦略8 みんなで支えるやすらぎと絆の社会づくり

施策(1) ふるさとを支える絆の地域づくり

1) 行政と地域住民との連携・協働による住民主体の地域づくりの推進

① 様々な分野において、行政と地域住民との連携を促進します。

- ・行政と地域住民との連携による取組みの例

◇地域が取り組む沿道の景観対策や道路美化活動等のまちづくりと一体となったにぎわい創出【重点戦略1－施策(2)－6)－②参照】

◇地域住民・企業と連携した河川の美化活動による水辺環境の向上【重点戦略3－施策(3)－3)－③参照】

◇地域と一体となって行う土地改良施設等の保全【重点戦略5－施策(6)－④参照】

◇自助・共助からなる地域防災力のさらなる向上【重点戦略6－施策(1)－1)－②参照】

◇県民総ぐるみの交通安全活動の推進【重点戦略6－施策(2)－1)－参照】

◇県民総ぐるみの防犯まちづくりの推進【重点戦略6－施策(2)－2)－①参照】

◇地域における支え合いの推進【施策(2)－2)－①参照】

◇地域と連携した避難訓練の実施による学校の防災力向上【重点戦略9－施策(1)－3)－⑧参照】

◇地域住民との交流・学習活動や、家庭教育支援ネットワークの構築等による社会全体の教育力の向上【重点戦略9－施策(3)－1)－②参照】

② 地域づくり団体のネットワークづくりを進めます。【重点戦略3－施策(3)－2)－②参照】

2) ボランティアやNPOの育成・活動支援及び人材の育成

① 県民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

- ・(公財)石川県県民ボランティアセンターを活用し、県民に対するボランティア活動に関する相談や情報提供などの取組みを推進します。
- ・企業・学生・地域団体に対して、地域支え合い活動に関する知識等の習得を目的とした出前講座等を実施し、福祉ボランティアの確保を図ります。

② NPOの育成や活動の活性化を支援するとともに、行政等との協働を促進します。

- ・NPOが安定した運営を持続できるよう、情報提供や指導・助言、研修の機会の充実等に努めます。
- ・NPOと行政、企業等との協働を推進します。

③ NPOやボランティア活動を担う人材の育成を支援します。

④ 学校教育においてボランティア活動等の社会奉仕体験活動を推進します。

- ・特別活動等において、実体験を通してボランティア活動への理解を深め、活動への意欲を醸成できるよう努めます。

施策(2) 安心して暮らせる福祉社会づくり

1) 介護・福祉サービスを支える人材の確保・質の向上 【重点戦略7－施策(2)－2) 参照】

2) 地域支え合いの基盤づくり

① 地域住民が主体となり、地域社会への貢献を目的とする社会福祉法人をはじめ多様な活動主体との連携の下で、生活課題の解決や支援を要する者の孤立化防止を目指す「地域支え合い」の基盤をつくり、安心して健やかに暮らすための支援を充実します。

- ・各市町における地域福祉計画の策定・改定の促進や、それに基づく各地域での具体的な取組みを支援するほか、地域支え合いについての県民意識の醸成を図ります。

- ・地域の見守り活動の中核的な役割を担う民生・児童委員の資質向上や負担感の軽減を図ります。

3) ノーマライゼーションの理念に基づく取組み

① ノーマライゼーションの理念に基づく取組みを行います。

- ・高齢者施設、障害者施設、公益的施設のバリアフリー化やバリアフリー情報の提供、バリアフリー教育、ユニバーサルデザインの普及啓発を推進します。

- ◇県リハビリテーションセンターを核とした福祉用具の改良を支援する体制整備を進めるとともに、適切な福祉用具提供のための技術支援等を行います。

- ◇障害者等の対象者に利用証を交付するいしかわ支え合い駐車場制度により、障害者等用駐車場の適正利用を図ります。

施策(3) 障害者と共生する社会の構築に向けた取組み

1) 障害者の自立と社会参加の促進

- ① 障害のある人とない人がふれあう場を提供し、障害及び障害のある人に対する正しい理解を深めます。
- ・障害を理由とする差別の解消に向け、啓発・普及や相談体制の整備等に取り組みます。
 - ・障害のある人に対する虐待の未然防止や早期発見・早期解決、再発防止のための指導体制を整備します。

② 障害のある人の相談・支援体制を充実します。

- ・医療、福祉、教育が一体となって、乳幼児期から小中学校卒業まで、一貫した相談と支援を行う体制を整備・充実します。
- ・特別支援学校において、保護者のニーズに応じて早期からの相談支援を充実します。

③ 障害のある人の働く場の確保と生活の安定を促進します。

- ・障害者雇用に関する意識の醸成等を通じて、障害のある人の就職機会の拡大を図ります。
- ・障害のある人の能力や適性に応じた就労支援を行います。

④ 障害のある人のスポーツ・文化活動を促進します。

- ・障害のある人が利用しやすいスポーツ施設の整備に努めるとともに、障害者スポーツ教室やスポーツ普及事業の拡充、指導者の養成や組織づくりを図ります。
- ・障害のある人の文化活動を発表する場の提供や、芸術文化を鑑賞する機会を増やします。

2) 障害福祉サービス等の充実

① 障害のある人が地域で安心して生活することができるよう、障害福祉サービス等を充実します。

- ・障害の予防と早期発見・早期治療を行う体制の整備や、障害に応じた療育を推進します。
- ・身近な地域で必要なリハビリテーションを受けられるよう、リハビリテーション技術の普及や人材育成に取り組みます。
- ・外出を支援するホームヘルプ等の充実や、視覚障害や聴覚障害のある人のコミュニケーションの確保を図ります。
- ・障害のある人の日中活動の場の充実を支援します。

② 精神障害のある人が地域で暮らせる体制づくりを推進します。

- ・病院・訪問看護ステーション・障害福祉サービス事業所など関係機関との連携の推進や、グループホーム等の整備を進めます。

施策(4) お互いの人権の尊重と男女共同参画社会形成の推進

1) 人権尊重の推進

- ① 県民一人ひとりの人権尊重意識の高揚を図り、思いやりの心を大切にする心豊かな社会づくりを推進します。
- ・学校、家庭、職場など、あらゆる場を通じた人権教育・啓発を推進します。
 - ・教職員や医療関係者、福祉関係者、消防職員、警察職員、公務員など特定の職業従事者に対する人権教育を推進します。
 - ・女性や子ども、高齢者、障害のある人など配慮すべき人権問題に対応します。

2) 男女共同参画社会の実現

① 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革を進めます。

- ・わかりやすく受け入れられやすい広報・啓発活動を推進し、あらゆる人々に対する男女共同参画の理解促進を図ります。
- ・男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しにつながるよう、調査の実施や情報の収集・提供を行います。
- ・学校・家庭・地域における男女共同参画意識を育むための教育・学習の充実を図ります。
- ・男女共同参画を推進するための拠点として女性センターの充実を図ります。

② 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大を図ります。

- ・行政・企業・団体・地域等における方針の立案・決定過程への女性の参画を積極的に支援します。
- ・社会のあらゆる分野における女性の活躍推進に向け、女性の人才培养を積極的に支援します。

③ 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現を目指します。

- ・職場における男女の均等な機会と待遇の確保や、起業など多様な働き方を可能にするための支援に努めます。
- ・男女が共に育児・介護等の家庭生活と仕事を両立できるよう、ワークライフバランスを推進します。
- ・自治会活動や地域防災活動等に女性の積極的な参画を推進し、男女共同による地域づくりを促進します。

④ 女性の人権が推進・擁護される社会の形成を図ります。

- ・配偶者からの暴力をはじめ、女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指します。
- ・生涯を通じた女性の健康を支援する環境づくりを推進します。

⑤ 国際社会を視野に入れた男女共同参画を推進します。

- ・男女共同参画に関する国際社会の情報の収集・提供や国際交流の推進に努めます。